



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月29日金曜日 第1412号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則等の一部を改正する規則.....	1305
愛媛県動物愛護センター運営規則.....	1311

告 示

落札者等の告示.....	1311
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	1311
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）.....	1312
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1312
鹿川敷地等の発生.....	1312
道路の供用開始（県道美川川内線）.....	1313
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	1313
開発行為に関する工事の完了.....	1313

訓 令

保健所長に対する事務委任規程及び愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....	1313
愛媛県動物愛護センター処務規程.....	1314

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1315
----------------------------	------

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	1315
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	1315

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正.....	1316
---	------

任 免 辞 令

宮本一宏.....	1316
-----------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第72号

愛媛県行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則等の一部を改正する規則

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）

の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

（動物愛護センター）

第29条 動物愛護センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 犬及びねこの引取り、譲渡及び処分に関すること。
- (2) 負傷動物の収容、治療、譲渡及び処分に関すること。
- (3) 未登録、未注射等の犬の抑留及び処分に関すること。
- (4) 狂犬病の病性鑑定に関すること。
- (5) その他動物の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 動物愛護センターに業務課を置き、業務課に業務係を置く。

3 動物愛護センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 課長
- (3) 係長
- (4) 技師
- (5) その他の職員

4 動物愛護センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 専門員
- (2) 担当係長
- (3) 主任
- (4) 主査
- (5) 主事

別表第2 保健福祉課の項地方機関の欄中「食肉衛生検査センター」の下に「、動物愛護センター」を加える。

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第2条 愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛整肢療護園」を「愛媛県動物愛護センター愛媛整肢療護園

」に改める。

（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は、」の下に「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び」を加える。

第3条中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

第4条の見出し中「不用犬」を「不用犬等」に改め、同条中「保健所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

第11条の次に次の2条を加える。

（犬等の引取申出）

第11条の2 法第18条第1項（同条第2項において準用す

る場合を含む。)の規定による犬又はねこの引取りを求める者は、犬(ねこ)引取申出書(様式第7号の2)を知事に提出しなければならない。

(引き取り、又は収容した犬、ねこ等の動物の公示)

第11条の3 条例第18条の3第1項の規定による公示は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- (1) 動物愛護センターの掲示場への掲示
- (2) 犬、ねこ等の動物を引き取り、又は収容した場所を管轄する保健所の掲示場への掲示
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の掲示場に掲示すること。
- (4) インターネットによる公開

2 条例第18条の3第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 当該犬、ねこ等の動物を引き取り、又は収容した日時及び場所
- (2) 当該犬、ねこ等の動物を引き取り、又は収容している場所
- (3) 当該犬、ねこ等の動物の種類その他参考となるべき身体上の特徴
- (4) 当該犬、ねこ等の動物を処分する日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第12条中「第20条第1項」を「第20条において準用する条例第18条の3第1項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(動物の返還の手續)

第12条の2 条例第18条の3第2項(条例第20条において準用する場合を含む。)の規定により犬、ねこ等の動物又は危険な動物等若しくは野犬等の返還を受ける者は、当該動物の所有者又は占有者であることを証明し、かつ、当該動物と引換えに動物の受領書(様式第7号の3)を知事に提出しなければならない。

(犬、ねこ等の動物の譲受申込み)

第12条の3 条例第18条の4の規定による犬、ねこ等の動物の譲渡を受けようとする者は、動物の譲受申込書(様式第7号の4)を知事に提出しなければならない。
様式第7号の次に次の3様式を加える。

様式第7号の2（第11条の2関係）犬（ねこ）引取申出書

様式第7号の2（その1）（所有者用）

<p>犬（ねこ）引取申出書</p> <p>（所有者用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">申出者 氏 名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p style="text-align: center;">(電話番号その他連絡方法)</p>			
種 類		性 別	雄 ・ 雌
名 称		体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛 色		生年月日	年 月 日
特 徴		登録番号	第 号
最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 申出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 性別の欄及び体格の欄は、該当するものを で囲むこと。

4 登録番号の欄及び最終の狂犬病予防注射年月日の欄は、飼い犬の引取りの場合に記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号の2(その2) (拾得者その他の者用)

犬(ねこ)引取申出書

(拾得者その他の者用)

年 月 日

愛媛県知事

殿

住 所
申出者 氏 名

印

(電話番号その他連絡方法)

拾得日時	年 月 日 時 分				
拾得場所					
種 類		性 別	雄 ・ 雌	体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛 色		特 徴			
種 類		性 別	雄 ・ 雌	体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛 色		特 徴			
種 類		性 別	雄 ・ 雌	体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛 色		特 徴			
種 類		性 別	雄 ・ 雌	体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛 色		特 徴			
~~~~~					
種 類		性 別	雄 ・ 雌	体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛 色		特 徴			

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 性別の欄及び体格の欄は、該当するものを で囲むこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第7号の3（第12条の2関係） 動物の受領書

動物の受領書			
		年 月 日	
愛媛県知事		殿	
受領者		住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) ㊟ (電話番号その他連絡方法)	
種 類		性 別	雄 ・ 雌
名 称		体 格	大 ・ 中 ・ 小
毛(羽)色		生年月日	年 月 日
特 徴		登録番号	第 号
最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日	
逸 走 年 月 日 時		年 月 日 時 分	
逸 走 場 所			
(愛媛県収入証紙ちょう付欄)			

注1 受領者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 性別の欄及び体格の欄は、該当するものを で囲むこと。

3 登録番号の欄及び最終の狂犬病予防注射年月日の欄は、飼い犬の返還の場合に記入すること。

4 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）第18条の2第1項の規定により治療の措置を講じられた犬、ねこ等の動物の返還を受ける者は、愛媛県収入証紙ちょう付欄に愛媛県収入証紙をちょう付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号の4（第12条の3関係） 動物の譲受申込書

動物の譲受申込書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、  
主たる事務所の所在地)  
申込者 氏名(法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名) ㊟  
(電話番号その他連絡方法)

種 類		性 別	雄 ・ 雌	
体 格	大 ・ 中 ・ 小	毛(羽)色		
年 齢		特 徴		
飼 養 者	住 所	(電話番号その他連絡方法)		
	氏 名		年 齢	
飼 養 場 所	住 所			
	環 境	住宅・空き地・農地・その他( )		

- 注1 申込者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 性別の欄、体格の欄及び環境の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 3 飼養者の住所の欄及び氏名の欄は、申込者が飼養者である場合は、記載する必要がない。
- 4 飼養場所の住所の欄は、飼養者の住所で飼養する場合は、記載する必要がない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

○愛媛県規則第73号

愛媛県動物愛護センター運営規則を次のように定める。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県動物愛護センター運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県動物愛護センター(以下「センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する情報の提供、指導、助言及び相談に関すること。

(2) 犬、ねこ等の動物に関するイベントの企画及び開催その他犬、ねこ等の動物との触れ合いの場の提供に関すること。

(3) その他必要な業務

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)

(2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで(前号に掲げる日を除く。)

(3) 知事が必要と認めたる日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日にセンターを使用させることがある。

(自由使用)

第5条 センターは、管理上支障がある施設を除き、自由な使用に供する。

(使用の基準)

第6条 知事は、センターを使用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを自由な使用に供しないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設、備品等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。

(3) センターの職員の指示に従わないとき。

(図書の利用の方法)

第7条 センターの図書室の図書の利用の方法は、館内利用とする。

(損害賠償等)

第8条 自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設、備品等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

告示

○愛媛県告示第1885号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
透過型電子顕微鏡装置一式	愛媛県総務部総務管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年9月27日	東芝イーアイコントロールシステム株式会社四国支店 愛媛県松山市大橋町384番地	51,975,000円	一般競争入札	平成14年8月16日
パーソナルコンピュータ163台	愛媛県総務部総務管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年10月25日	株式会社愛媛電算 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7	21,525,000円	一般競争入札	平成14年9月10日

○愛媛県告示第1886号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、伊予市及び伊予郡中山町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業・伊予中山地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間  
平成14年12月2日から平成15年1月6日まで

3 縦覧場所  
伊予市役所及び中山町役場

## ○愛媛県告示第1887号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・瀬山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・瀬山地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月2日から平成15年1月6日まで
- 3 縦覧場所  
上浦町役場

## ○愛媛県告示第1888号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小谷地区）計画書の写し  
(2) 上浦町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月2日から平成15年1月6日まで
- 3 縦覧場所  
上浦町役場

## ○愛媛県告示第1889号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下河原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下河原地区）計画書の写し  
(2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月2日から平成15年1月6日まで
- 3 縦覧場所  
五十崎町役場

## ○愛媛県告示第1890号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上池地区）計画書の写し  
(2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月2日から平成15年1月6日まで
- 3 縦覧場所  
五十崎町役場

## ○愛媛県告示第1891号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・鴨田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・鴨田地区）計画書の写し  
(2) 津島町建設事業等分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月2日から平成15年1月6日まで
- 3 縦覧場所  
津島町役場

## ○愛媛県告示第1892号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成14年11月29日から12月12日まで

## ○愛媛県告示第1893号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。



平成14年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称  
一級河川重信川水系川付川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成14年11月29日

- 3 廃川敷地等の位置  
松山市福音寺町 538 番 1 地先から同 556 番 1 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 1,033.47平方メートル

○愛媛県告示第1894号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成14年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万町大字直瀬甲4805番地先から 同大字甲4799番地先まで	平成14年12月17日

○愛媛県告示第1895号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成14年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字沖ノ前甲427番 2 から 同字甲413番 9 まで	平成14年11月29日

○愛媛県告示第1896号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成14年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局建（開）第14号 平成14年11月13日	北条市柳原669番地	北条市辻 6 番地 北条市長 井 手 順 二
西局丹土（開）第18号 平成14年11月15日	周桑郡丹原町大字北田野1957番 1	東予市周布770番地の 3 野 口 広 美
西局丹土（開）第19号 平成14年11月15日	東予市周布1775番 1	松山市勝山町一丁目14番地 1 サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村 上 榮 一
松局建（開）第15号 平成14年11月18日	北条市辻字下中溝440番地 3 及び445番地 3	松山市千舟町八丁目128番地 1 えひめ中央農業協同組合 代表理事組合長 村 上 光 夫

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般  
地 方 局

保 健 所  
動物愛護センター  
保健所長に対する事務委任規程及び愛媛県職員被服等貸与  
規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

保健所長に対する事務委任規程及び愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

(保健所長に対する事務委任規程の一部改正)

第1条 保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則第77号の5中「第20条」の下に「において準用する同条例第18条の3第1項」を加え、「公示等及び処分」を「公示及び通知」に改める。

(愛媛県職員被服等貸与規程の一部改正)

第2条 愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

別表第2 4の部(3)の項貸与対象者の欄中「地方局土地改良課」の下に「又は動物愛護センター」を加え、同表10の部中(4)の項を削り、(5)の項を(4)の項とし、同表中43の部を44の部とし、20の部から42の部までを1ずつ繰り下げ、19の部の次に次のように加える。

20 動物愛護センターに勤務する職員のうち、犬、ねこ等の動物の取扱業務に従事するもの	診察衣	2	年間	2年	負傷動物の治療業務に従事する職員に限る。
	診察ズボン	2	年間	2年	
	作業服	2	年間	2年	
	作業服(夏)	2	夏期	2年	
	防寒服	1	冬期	3年	犬、ねこ等の動物の引取業務又は収容業務に従事する職員に限る。
	雨がっぱ	1	年間	2年	
	ゴム長靴	1	年間	2年	
	作業靴	1	年間	2年	

附 則

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

○愛媛県訓令第15号

保健福祉部  
地方局  
保健所  
動物愛護センター

愛媛県動物愛護センター処務規程を次のように定める。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県動物愛護センター処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、動物愛護センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、所長の命を受け、課の事務を掌理する。

3 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

5 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

6 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、事務を処理するとともに、係長を補佐する。

8 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(事務の委任)

第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第19条第1項の規定による通報を受理すること。

(2) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)第18条の2の規定による犬、ねこ等の動物の治療の措置及び処分をすること。

(3) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の3の規定による公示及び処分をすること。

(4) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の4の規定による犬、ねこ等の動物の譲渡をすること。

(5) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第20条において準用する同条例第18条の3第3項の規定による危険な動物等及び野犬等の処分をすること。

(6) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第27条第3項の規定による治療動物返還手数料の減免をすること。

(7) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成13年愛媛県規則第21号)第11条の2の規定による犬又はねこの引取りの申出を受理すること。

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるもののうち、第2号及び第4号に掲げる事項にあってはあらかじめ知事の、その他の事項にあってはあらかじめ松山地方局長の承認を受けなければならない。

(1) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。

(2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。)に対する決定に係る不服申立て(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(5) 所属職員の出張(所長の県外出張を除く。)に関すること。

(6) 所属職員の出張、育児休業等、職務専念義務の免除そ

- の他服務に關すること。
- (7) 所屬職員の事務分掌に關すること。
- (8) 1件 100万円未滿の支出を伴う事件(工事を除く。)の決定に關すること。
- (9) 次の會計事務に關すること。
  - ア 100万円未滿の税外収入の徴収
  - イ 決裁を経た1件 500万円未滿の事件(工事及びウに掲げるものを除く。)に係る支出負担行為
  - ウ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出負担行為
  - エ 決裁を経た1件 500万円未滿の事件の経費(工事費及びオに掲げるものを除く。)に係る支出命令
  - オ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出命令
  - カ 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知
  - キ 物品の管理及び処分に関する事務
- (10) その他輕易又は常例に属する事務の執行に關すること

。

(代決)

**第5条** 所長が不在のときは、課長が代決する。

2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後関を受けなければならない。

(細則)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、センターの処務に關し必要な事項は、所長が松山地方局長の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

**第7条** この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、センターの処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

**附 則**

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年11月20日	特定非営利活動法人 介護企画あき	白 神 敏 恵	松山市南江戸四丁目5番25号	この法人は、身体障害者、高齢者に対して、ゆったりとした環境の中、家庭的な雰囲気での生活が送れるよう共同生活型介護システムの運営事業と年齢を問わず社会との交流を必要とする人や集団生活になじめない子供たちに対して勉学、趣味、生き甲斐等のサービスを提供する事業を行い、もって福祉社会の増進と実現に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 960

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1)の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表勤務箇所名の欄中「保健所」を「保健  
動物  
所  
愛護センター」に改める。

(職員の新任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

**第2条** 職員の新任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

別表第10 5 医療職給料表(二)級別職務区分表7級の部

知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「食肉衛生検査センター所長」を「食肉衛生検査センター所長  
動物愛護センター所長」に改める。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

**第3条** 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 44)の一部を次のように改正する。

第4条中「食肉衛生検査センター」の下に「、動物愛護センター」を加える。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第4条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 68)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「食肉衛生検査センター所長」を「食肉衛生検査センター所長  
動物愛護センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則13 - 138

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次

のように定める。

平成14年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13-16）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部出先機関の項食肉衛生検査センターの目の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長 課長
----------	-------

**附 則**

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

---

**人事委員会告示**

---

**○愛媛県人事委員会告示第4号**

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成14年12月1日から施行する。

平成14年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

表13の項事業又は事務所の欄中「健康増進センター」を

健康増進センター  
動物愛護センター」に改める。

---

**任 免 辞 令**

---

**○任免辞令**

11月7日

愛媛県技術吏員 宮 本 一 宏

死亡